

平成26年度第3回岩手県子ども・子育て会議子ども育成部会 議事録

日時：平成26年12月18日（木）14：00～15：00

場所：盛岡地区合同庁舎8階 講堂B

1 出席者

別紙出席者名簿のとおり。（子ども育成部会委員6名、事務局4名）

報道関係者3名（朝日新聞、岩手日日新聞、盛岡タイムス）。

なお、一般県民の傍聴はなし。

2 あいさつ

岩手県保健福祉部子ども子育て支援課総括課長

3 議題

○ いわての子どもを健やかに育む条例（仮称）の検討について

- ・ 資料1～3に基づき、事務局から内容を説明。
- ・ 各委員からの意見等は次のとおり。

【米田会長】

前回の部会で示された条例の骨子案をもとに、部会で出された意見などを踏まえて、事務局で再度、検討していただいたところであるが、今回、示された骨子について、全体を通じて、皆様のご意見等があればお願いしたい。

【村上委員】

前回の会議の意見をまとめて整理されていていいなと思った。

その中の意見で、県の責務のところ「支援に努める」のところを「支援する」とした方が良いという意見があった。県の責務のところの3つ目であるが、「支援に努める」となっているのはなぜか。

【事務局：及川主任主査】

必要な支援は行うことを考えているが、必ずしも支援を受けなければならないという話になるのではなく、それぞれの場合に対応してということが多くなるのではということから、必ず支援しますというよりは、必要に応じた支援はやっていきますというニュアンスの方が良いのではないかということからである。

【中村委員】

必要に応じてということで、柔らかくなっているということか。

【事務局：及川主任主査】

そのように考えたものである。

【千葉委員】

本当にご苦労されていると思いつつ、見ればみるほど、その時その時で思いつきが出たりして、発言させていただくと、例えば基本理念のところ、「子どもの権利を尊重することを基本とする」子どもの権利条約のような話が出てくる。子どもの人権・権利と言っても、学習権とか様々な権利がある。

あえて包括的にするというのであれば、それでいいかと思うが、虐待問題とかで、子どもの人権ということ意識したことを考えていく必要があるのでは、社会的な世相とかもあるのかと思って、検討しても良いのではないかと思う。

次に、基本的施策のところですが、「子どもへの支援」ということで、「福祉の増進を図る」とあるが、福祉だけではなくて、教育の充実という意見もあったと思う。教育という言葉が入って、より連携していく、両方必要であるというところをイメージしていくのはどうなのかなと思った。

子育て家庭への支援ということで、「親と子の健康づくり」について、「親と子」の言葉の使い方が、保護者と使えばいいのか、限定せず、もう少し幅のある言葉の使い方の方が、この条例の場合はいいかと思った。

是非ということではなく、こういうニュアンスもあるのではないかということの意見である。

【事務局：南総括課長】

まず、基本理念の子どもの権利のところであるが、人権という言葉の使い方について話しがあったが、人権という言葉はどういう形で反映させていくのかは、研究させていただきたいと思う。

子どもの権利といった場合に、様々な権利があるが、話のあったとおり、子どもの権利条約をイメージした、子どもの権利として、生きる権利、守られる権利など大きく4つあり、そのあたりのイメージを持ちながら入れたところであるが、それと人権とのかかわりがオーバーラップするのか、全く別物の概念なのかは、研究をさせていただければと思う。

基本的施策における子どもへの支援のところ、「福祉の増進を図る」について、教育との連携についての記述ができればいいのではないかというような話しもあった。

これについては、基本理念の3つ目の「相互連携及び協力」ということで、子ども・子育て支援は、県や市町村、県民、事業主等、いわゆる機関や個人が連携して、協力して行うことを大前提として、基本理念に置いており、施策の部分でも、その連携はもちろん図られていくものと思っているが、そこに教育という言葉を出して欲しいという意見だと思いますので、基本理念と基本的施策との関係の中で、教育という言葉を出さないとうまく表現できないものなのかどうか、そのあたりは検討させていただきたい。なかなか即答できないというのは、計画レベルのものであれば、意見を反映させやすいが、条例となると、県が作る法律であり、様々なルールがあることから、県の法規担当との調整の中で、使えるもの、使えないものも出てくる。調整をさせていただきたい。

基本的施策の2つ目の「子育て家庭への支援」のところの「親と子」については、整合性を図ることが必要と思う。確かに骨子の中でも、「子」という表現ではなく「子ども」という表現を使っており、精査させていただきたいと思う。

【小野寺委員】

子ども・子育て支援の定義において、これから将来において子育てをしようとする者というところが分かりにくいと思ったが、事務局からの説明を聞いてよく理解できた。例えば、現在子育てをしている者とか、これからとか、今後とか、将来になどの補足があると分かりやすいと思った。

【事務局：南総括課長】

意見を踏まえ、精査させていただきたいと思う。

【熊谷委員】

いろいろ考えてもらっていることであり、本当にご苦労だと思う。私の言うこともぜひということではなく、私がふと思ったことですが、基本理念で保護者を外しているが、保護者は支援される側であると同時に、一緒に連携していく主体でもあると思う。修正後だけを見れば、特に思わないが、修正前を見れば、外さなくても良いのではと思う。保護者は、支援される側といえばそうであるが、いろいろと協力していかなければならない主体でもある。子ども支援、子育て支援を行うには、保護者との連携も必要と思うのであえて外さなくてもいいと思う。

【千葉委員】

保護者は、確かに、支援される側でもあるけど、連携を図って側でもあると思う。

【事務局：小野寺主幹】

保護者については、他の主体と並列にすることは適当でないという考えである。県、市町村、県民、事業主など、様々な主体の方たちが全部協力して、子育て支援をお手伝いするといった場合に、保護者を他の主体と並列にするのはどうかという考えからである。

【千葉委員】

保護者も、いろいろやる時には機関と連携を取ることになる。

【事務局：南総括課長】

我々も、そのような趣旨で最初考えていたものである。子ども・子育て支援は、様々な関係者が連携、協力して進めていく、その中に保護者も入っていくべきであろうという思いで、骨子を作っていたが、法規審査の過程で、子育ての責任を負っている保護者を、例えば県民と保護者、あるいは県と保護者が同じレベル、対等な関係に並べるのはどうかというような意見があって、我々としても、保護者というのは削除したところである。

【熊谷委員】

保護者という立場で参加していることもあり、保護者としても、もっと連携・協力しながら思ったところである。

【事務局：南総括課長】

我々の想いも、そうあって欲しいという気持ちである。

【事務局：小野寺主幹】

基本理念の中に「個人の価値観が尊重されなければならない」とあり、それに対して、個人の価値観を尊重するのに、次にそれぞれの役割というのを規定していることについてはどう考えるか伺いたい。

内部で、様々検討しているのですが、個人の価値観を尊重することと、それぞれの主体の役割を規定することは矛盾すると感じるか、伺いたい。

【千葉委員】

もう少し、詳しく説明いただきたい。

【事務局：小野寺主幹】

個人の価値観が尊重して行われるのであれば、それぞれの役割を規定する必要はないのではないかと
いうことである。それぞれの価値観で取り組んでいくのであれば、条例で役割を規定する必要はないの
ではないかという議論がある。

我々としては、この条例で各主体の役割を規定して、それぞれの主体が、子ども・子育て支援に取り
組んでいただきたいと考えており、規定したいと思っている。

【千葉委員】

私も、そうした考え方で良いと思う。県として、それぞれの主体に役割があるのだということを提示
してもらい、例えば事業主についても、職場環境をきちんと考えなければならないと、可能な限りでき
ることを、実施するレベルに上げていこうというのが、この条例の趣旨であると思う。

親だけに責任があるわけではなく、行政だけにあるわけでもなく、全ての県民が、それぞれの立場で取
り組んでいくということで、重ねてという意味合いでも良いと思う。そうしないと、これはそっちの問題、あっちの問題というような風潮にもなってしまうと懸念する。

【米田会長】

子育てをみんなで支援していくということになると、子育ては親だけの責任ではないということにな
ると思う。私は、企業の職場環境づくりを是非進めていただきたいと思う。特に女性の方々、パートの
方々が大変な思いをして子育てをしているので、職場環境づくりが本当に強調されればいいと思う。雇
用関係の整備に努めるということが、本当にもう少し良くなっていたいただきたいところである。

【事務局：南総括課長】

個人の価値観と保護者や事業主の役割との関係については、いただいた意見も踏まえながら、調整し
ていきたいと思う。

我々としても、県とか市町村の自治体はともかく、県民の役割とか、保護者の役割、そして事業主の
役割、そういったことについて、子ども・子育て支援において、各主体の皆さんはこういった役割を持
っているということを、まずは明示して、理解いただいたうえで、ただし、実施面においては個人の価

値観が尊重される形になる、というイメージで進めてきているところであるが、法規的な視点からは、うまく合わないのではないかという意見がある。今の意見を踏まえながら引き続き調整させていただきたいと思う。

【米田会長】

虐待防止法のときに思ったが、法律が施行されてから、通告することは義務であることが、少しずつ浸透してきた。時間はかかったが、現在では、児童相談所に寄せられる通告件数が多くなっている。そういう意識が皆さんにあれば、子どもを守っていくという意識も生まれてくる。

この条例も、役割を定めることで、誰かがやるのではなくて、自分がやるのだということが浸透していくと良いと思う。

【中村委員】

前回の部会の意見が反映されていて、大変、良いと思った。

【米田会長】

パブコメの意見に対するフィードバックはどうするのか。

【事務局：南総括課長】

寄せられた意見に対する最終的な対応については、ホームページに掲載してフィードバックする形となる。

【米田会長】

すごい反響があり、皆さんそれだけ関心があるのだと思う。

【中村委員】

基本的施策の「子育てにやさしい」が「職業生活と家庭生活が両立できる」ときちんと分けられたのはいいが、私としては「子育てにやさしい」の表現の方が好きだったと思った。職業生活と家庭生活ときちんと分けられたのは良かったが、それ以外の職場の人の思いやりだとか、法律では決めつけられない優しさ、みんなが子どもを育てるために優しくなれるような職場環境づくりという様な、この言葉が好きだった。今回の言葉は、硬いなと感じた。

【事務局：南総括課長】

私も、「子育てにやさしい」という言葉が大好きである。この言葉は是非とも使いたかったが、法律の用語として使う時には、「子育てにやさしい」という曖昧な概念では難しい面がある。例えば、何か問題が生じた際に、曖昧な用語では、対応が困難になる場合もあり、法律の用語としては使うことが難しいところである。

一方で、福祉に携わる人間としては、優しさに溢れる言葉というものは、法令用語では表現できないものがあるので、例えば、条例を基にした基本計画で、今のような優しさ溢れる言葉を使いながら、条例の温かみとか、優しさを出していけたらいいと思う。

【村上委員】

私も、同じように、優しいとか、思いやりとか入れるといいと思うが、問題が起きた時に、捉え方ですごく大変なことになるなど思った時に、修正後の表現がいいと思う。でも、本当は使用したいと思う。

【事務局：南総括課長】

基本計画の策定においては、「優しく」を使いたい。

【米田会長】

計画の方で、優しさをたくさん出してもらい、皆さんの想いがそこに行くように希望する。

【中村委員】

定義において、児童福祉と教育が、きちんと区分けされ、細かく表現されていていいと思う。

【米田会長】

様々、大変いい意見をいただき感謝する。今後、内部での調整を続けて、条例の正案を作成することであり、引き続きよろしくお願ひしたい。

4 その他

事務局から、平成27年1月下旬に第4回の部会を開催し、そこで条例の案を示したい旨を説明。